

さわやかな秋晴れの下 町民運動会開催

2013

11



10月13日、阿見中学校(写真左上・右上)・朝日中学校(写真下)・竹来中学校(写真左)を会場に、第33回町民運動会が開催されました。

さわやかな秋晴れの下、健康増進と住民相互の交流を図るため、参加者は元気に汗を流しました。各チームとも日ごろの練習の成果を発揮して、各競技で熱戦が繰り広げられました。競技に参加された選手や応援に来場された観客の皆さんの顔には笑顔があふれていました。

第33回町民運動会の結果

■阿見中地区

優勝:中央東 準優勝:富士団地

第3位:上郷

■朝日中地区

優勝:実穀 準優勝:上長

第3位:筑見

■竹来中地区

優勝:岡崎 準優勝:南平台一・二・三

第3位:立ノ越



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- まちの家計簿／平成24年度歳入歳出決算 … 2
- 平成26年度町保育所・私立保育園入所案内 …10
- 平成26年度放課後児童クラブ入会案内 …11
- 平成26年度放課後子ども教室参加者募集 …12
- 動物愛護に努めましょう …20
- 第36回阿見町マラソン大会 …22

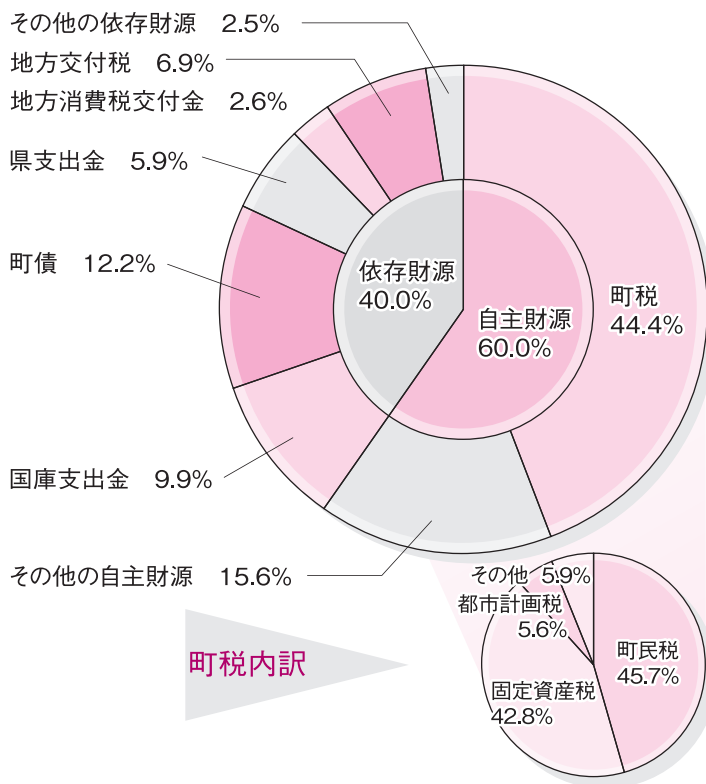
URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

まちの家計簿

平成24年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 164 億 7108 万 4 千円



歳入総額	164 億 7108 万 4 千円	(100.0%)
自主財源	98 億 8736 万 7 千円	(60.0%)
町税	73 億 645 万 5 千円	(44.4%)
その他の自主財源	25 億 8091 万 2 千円	(15.6%)
繰越金	14 億 4982 万 円	(8.8%)
繰入金	7324 万 6 千円	(0.4%)
諸収入	5 億 7678 万 9 千円	(3.5%)
使用料・手数料	2 億 5125 万 円	(1.5%)
その他	2 億 2980 万 7 千円	(1.4%)
依存財源	65 億 8371 万 7 千円	(40.0%)
国庫支出金	16 億 3750 万 円	(9.9%)
町債	20 億 1770 万 円	(12.2%)
県支出金	9 億 6608 万 2 千円	(5.9%)
地方消費税交付金	4 億 3160 万 7 千円	(2.6%)
地方交付税	11 億 3794 万 円	(6.9%)
その他の依存財源	3 億 9288 万 8 千円	(2.5%)
地方譲与税	1 億 9017 万 3 千円	(1.2%)
地方特例交付金	2917 万 7 千円	(0.2%)
その他	1 億 7353 万 8 千円	(1.1%)

歳出

の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減が

● 減となった項目 ▼ 町税：1 億 1 788 万 3 千円（1.6%）の減／家屋評価替の影響等による固定資産税の減など ▼ 地方交付税：7 億 155 万 7 千円（5.9%）の減／過年度の法人町民税の減収を補う精算措置の終了等による普通交付税の減など ▼ 諸収入：3 億 999 万 7 千円（40.9%）の減／和解金の皆減など

● 増となった項目 ▼ 国庫支出金：2 億 387 万 4 千円（14.2%）の増／社会資本整備総合交付金の増など ▼ 県支出金：1 億 672 万 2 千円（20.9%）の増／安心子ども支援事業費補助金の皆増など ▼ 繰越金：2 億 764 万 6 千円（23.6%）の増／純繰越金の増 ▼ 町債：9 億 941 万 0 千円（97.1%）の増／給食センター整備事業債の皆増など

歳入

は、前年度と比較して次の増減がありました。

一般会計

決算の概要

※（ ）内は対前年度比率

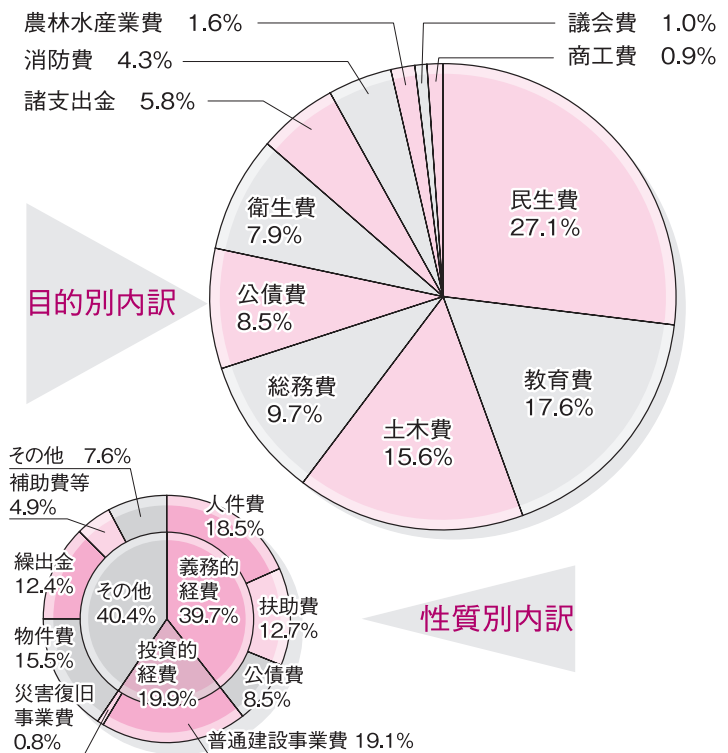
平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額164億7108万4千円、歳出総額155億2483万1千円となり、前年度と比較し、歳入については、11億395万8千円(7.2%)の増、歳出については、16億752万5千円(11.6%)の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額(形式収支)は、9億4625万3千円で、翌年度へ繰り越すべき財源として3億7272万2千円を充てると、実質収支額は、5億7353万1千円となり、前年度と比較し、4億3766万9千円の減となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入274億9078万2千円(一般会計164億7108万4千円・特別会計110億1969万8千円)、歳出255億1761万円(一般会計155億2483万1千円・特別会計99億9277万9千円)で、歳入歳出差引額(形式収支)は、平成23年度の23億4705万6千円に比べ、15.9%減の19億7317万2千円となっています。

一般会計 歳出 総額 155 億 2483 万 1 千円

歳出総額	155 億 2483 万 1 千円 (100.0%)
民生費	42 億 384 万 6 千円 (27.1%)
教育費	27 億 2684 万 7 千円 (17.6%)
土木費	24 億 2485 万 9 千円 (15.6%)
総務費	15 億 723 万 9 千円 (9.7%)
公債費	13 億 2567 万 円 (8.5%)
衛生費	12 億 2545 万 9 千円 (7.9%)
諸支出金	9 億 258 万 3 千円 (5.8%)
消防費	6 億 7184 万 8 千円 (4.3%)
農林水産業費	2 億 4315 万 4 千円 (1.6%)
議会費	1 億 5316 万 円 (1.0%)
商工費	1 億 4016 万 6 千円 (0.9%)



● 増となった項目 ▼ 民生費：1億8854万7千円(4.7%)の増
 ▼ 保育所整備事業の増など
 ▼ 農林水産業費：2億53万1千円(1.1%)の増
 ▼ 農業集落排水事業特別会計繰出金の増など
 ▼ 土木費：4億8262万5千円(24.8%)の増
 ▼ 都市計画道路中郷・寺子線等整備事業の増など
 ▼ 消防費：1億713万9千円(2.6%)の増
 ▼ 消防水利整備事業の増など
 ▼ 教育費：13億816万6千円(92.2%)の増
 ▼ 給食センター整備事業の増など
 ▼ 公債費：28万円の増
 ▼ 元金償還費の増など
 ▼ 減となった項目 ▼ 議会費：2036万5千円(11.7%)の減
 ▼ 議員報酬関係経費の減など
 ▼ 総務費：5174万4千円(3.3%)の減
 ▼ 臨時職員雇用費の減など
 ▼ 衛生費：3844万7千円(3.0%)の減
 ▼ 放射能対策事業の減など
 ▼ 商工費：929万8千円(6.2%)の減
 ▼ 阿見吉原東地区企業誘致事業の減など
 ▼ 災害復旧費：1億2052万8千円の皆減
 ▼ 公共公用施設災害復旧事業の皆減
 ▼ 諸支出金：1億5138万5千円(14.4%)の減
 ▼ 財政調整基金費の減など

ありました。

人口一人当たりの歳入と歳出

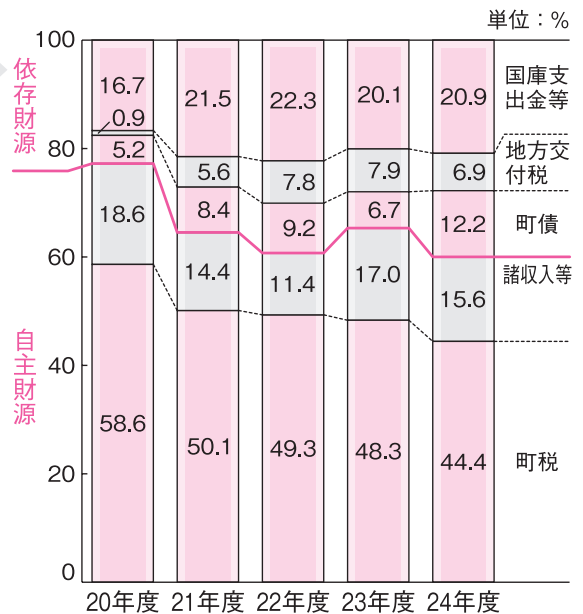
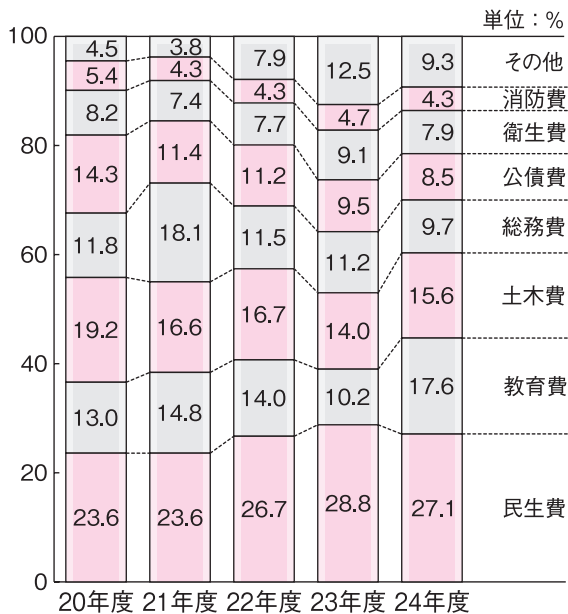
平成 24 年度総人口 47,575 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	32 万 6323 円 (100.0%)
民生費	8 万 8363 円 (27.1%)
教育費	5 万 7317 円 (17.6%)
土木費	5 万 969 円 (15.6%)
総務費	3 万 1681 円 (9.7%)
公債費	2 万 7865 円 (8.5%)
衛生費	2 万 5758 円 (7.9%)
諸支出金	1 万 8972 円 (5.8%)
消防費	1 万 4122 円 (4.3%)
農林水産業費	5111 円 (1.6%)
議会費	3219 円 (1.0%)
商工費	2946 円 (0.9%)

歳入

歳入総額	34 万 6213 円 (100.0%)
自主財源	20 万 7827 円 (60.0%)
町税	15 万 3578 円 (44.4%)
その他の自主財源	5 万 4249 円 (15.6%)
依存財源	13 万 8386 円 (40.0%)
国庫支出金	3 万 4419 円 (9.9%)
町債	4 万 2411 円 (12.2%)
県支出金	2 万 307 円 (5.9%)
地方消費税交付金	9072 円 (2.6%)
地方交付税	2 万 3919 円 (6.9%)
その他の依存財源	8258 円 (2.5%)

過去 5 年間の推移



平成 24 年度の主な事業

- **総務費** ▼「阿見町第 6 次総合計画」の策定を開始▼デマンドタクシー「あみまるくん」にセダン車両を増車▼行政区防犯灯の LED 化を推進するための費用を助成▼全小中学校等に防災倉庫を整備
- **民生費** ▼荒川本郷地内に開園した「さくら保育園」の整備費用を助成▼舟島小学校区放課後児童クラブ専用施設を整備
- **衛生費** ▼子宮けいがん・小児肺炎球菌・ヒブ予防ワクチン接種費用を助成▼住宅用太陽光発電システムの設置費用を助成▼公共施設等の定期的な放射線測定と除染作業を実施
- **農林水産業費** ▼荒れた平地林の下刈り・除伐などを実施▼農村地域の資源を保全する共同活動等を支援

- **商工費** ▼商工会発行のプレミアム付商品券の発行経費を支援▼地域資源を生かした町の名物となる商品開発を支援▼町の特産品を販売するアンテナショップを期間限定で開設
- **土木費** ▼道路の新設改良や排水整備、危険箇所の改良などを実施▼都市計画道路荒川沖・寺子線、中郷・寺子線の整備を推進▼中郷第一、岡崎第一街区公園を整備・開園
- **消防費** ▼消防団第 10 分団の消防車両を更新
- **教育費** ▼朝日中学校の耐震補強工事を実施▼老朽化が進んだ給食センターの建替工事を実施▼公民館ロビー等を会場としたミニコンサートを開催

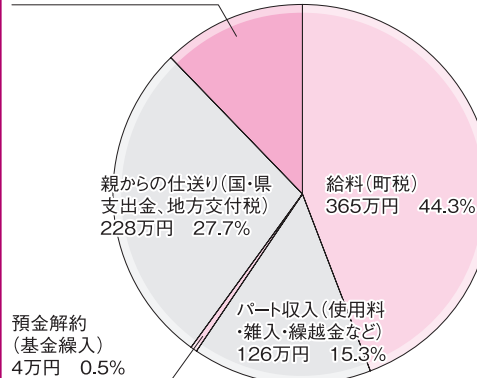
平成 24 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

● 一般会計決算を 1/2000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめました（右図参照）

※ 収入 824 万円－支出 776 万円＝48 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高（一般会計基金）307 万円・ローン残高（町債）620 万円

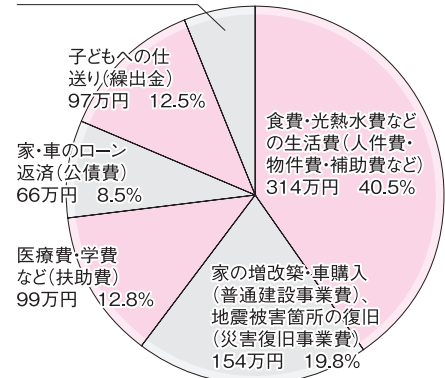
▼ 阿見家の収入 824 万円

ローン借入（町債）
101 万円 12.2%



▼ 阿見家の支出 776 万円

預金(積立金・貸付金など)
46 万円 5.9%



収入のうち給料・パート収入・預金解約が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約 60.1% が自主財源、約 39.9% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りを合わせると 719 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 314 万円、家の増改築や車の購入代 154 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 99 万円やローンの返済 66 万円などで 730 万円がかかります。家の増改築や車の購入代をローン借入でまかない、生活費などを節約した結果、今年度は将来に備え 46 万円を預金することができました。

車や住宅の購入（町では公園や道路の建設など）のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

※ 24 年度末とは、平成 25 年 3 月 31 日現在です

町債の現在高

区分	24 年度末現在高 (※)
一般会計	123 億 9775 万 1 千円
特別会計	88 億 3883 万 2 千円
公共下水道事業	74 億 2469 万 4 千円
土地区画整理事業	1 億 7153 万 1 千円
農業集落排水事業	12 億 4260 万 7 千円
公営企業会計(水道事業)	10 億 924 万 7 千円

基金の現在高

基金等の名称	24 年度末現在高 (※)
財政調整基金	35 億 5230 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	22 億 1951 万 円
国民健康保険支払準備基金	1 億 8000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	1 千円
農業集落排水事業債減債基金	1 億 73 万 3 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

● 国民健康保険特別会計	● 農業集落排水事業特別会計
歳入 57 億 7 千円	歳入 1 億 7266 万 円
歳出 49 億 3833 万 3 千円	歳出 1 億 6050 万 3 千円
● 公共下水道事業特別会計	● 介護保険特別会計
歳入 17 億 4055 万 6 千円	歳入 23 億 6910 万 5 千円
歳出 16 億 5019 万 8 千円	歳出 23 億 4593 万 9 千円
● 土地区画整理事業特別会計	● 後期高齢者医療特別会計
歳入 3 億 6716 万 8 千円	歳入 6 億 7019 万 9 千円
歳出 2 億 2881 万 2 千円	歳出 6 億 6899 万 4 千円

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入 9 億 9149 万 1 千円

支出 8 億 9335 万 7 千円

資本的収入および支出

収入 3 億 3912 万 3 千円

支出 6 億 8726 万 1 千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました

※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■決算の総括

平成 24 年度における各会計歳入総額は 27,491 百万円、歳出総額は 25,518 百万円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支額 1,588 百万円の黒字となりました。なお、単年度実質収支額（当年度実質収支額－前年度実質収支額）は 287 百万円の赤字となっています。基金残高は 6,429 百万円と前年度比 845 百万円の増加となり、公債残高は 22,246 百万円（水道事業を含む）と前年度比 481 百万円の増加となりました。

当年度、町税は税制改正等に伴う町民税の増加があったものの、家屋評価替の影響等による固定資産税の減少等により、7,306 百万円と前年度比 118 百万円の減少となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。実質公債費比率については、前年度より 0.9 改善しています。これは、ごみ処理施設建設事業に係る起債償還の終了等により公債費充当一般財源等額が減少しているためであります。しかし、今後は給食センター整備事業や学校施設耐震化事業等の起債償還が加わるため、公債費が歳出全体に与える影響に十分注意する必要があります。

将来負担比率については、土地開発公社が先行取得した都市計画道路整備に係る用地の買い戻しによる債務負担行為の減少や、充当可能財源としての財政調整基金が増加したため、比率は生じていません。

資金不足比率については、対象となる公共下水道事

業特別会計・農業集落排水事業特別会計・土地区画整理事業特別会計・水道事業会計の各会計とも資金不足がないため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数は、単年度で前年度の 0.864 から 0.883 に上昇する一方、3 か年平均では 0.861 に減少しています。単年度の財政力指数が上昇した主な要因は、町民税法人税割の過年度精算繰越の減少と景気回復に伴う増収が、平成 24 年度の基準財政収入額の増額要因として反映されているためであります。

経常収支比率については、地方税・普通地方交付税・臨時財政対策債が減となるなど、経常一般財源総額が大幅に減少したため、前年度より 2.2 悪化しています。

実質公債費比率は、公債費の減少等により引き続き改善しているものの、給食センター整備事業や学校施設耐震化事業等の普通建設事業の増により、将来負担比率に影響する地方債の現在高が増加に転じているとともに、固定資産税等の町税収入の回復の遅れや普通交付税の減が続くと、さらなる経常収支比率の上昇による財政の硬直化の進行が懸念されます。

今後の財政運営については、歳入面において、景気回復に伴う企業収益の改善と家計所得の増加による町民税収入の回復が期待されるところでありますが、海外景気の下振れ懸念等先行き不透明感が強く、引き続き経済動向に細心の注意を払う必要があります。

歳出面においては、医療・福祉等に要する扶助費が今後も増加するものと見込まれることから、財政構造の弾力性を確保するためにも、集中と選択による財政健全化への取り組みを一層強化する必要があると思われます。

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.49%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.49%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 8.7% (前年度 9.6%) 【早期健全化基準 25.0%】	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223) ▼ E メール:kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)



- 年金が受けられる要件**
- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
 - ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること
 - ③ 特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
- ※4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付の承認を受けた期間は、一部納付額を納めないと未納期間扱いとなります
- ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の

●20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成17年8月から
 ※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止
 ※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

前日までに該当するようになり、請求したとき
 ※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日
 ●20歳前に初診日がある場合
 20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左表参照）。

土浦年金事務所から

■ご存じですか？ 国民年金の『付加年金』制度

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者の人が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。受け取る付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

●付加保険料は月額400円です

●付加年金の受給額（年額）は「200円×付加保険料を納付した月数」です

※付加年金は任意加入です。国民年金基金に加入の人は付加年金に加入できません。付加保険料の納付期限は翌月末日です（期限を過ぎると納付できません）。お申し込みは土浦年金事務所または役場国保年金課窓口へ

■国民年金に任意加入している人も国民年金基金への加入が可能になりました

平成25年4月から日本国内に住所を有し、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の人も国民年金基金に加入できるようになりました。加入条件などについては、各都道府県の国民年金基金（フリーダイヤル0120-65-4192）へお問い合わせください。

■問い合わせ

土浦年金事務所国民年金業務一課 ☎824-7121

■年金額（10月1日改定）

- ▼一級障害：97万3100円
- ▼二級障害：77万8500円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。

●年金の加算額

- 加算対象の子が—
- ▼2人目まで（1人につき）…22万4000円
- ▼3人目以降（1人につき）…7万4600円

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室（☎824-7169）まで

国保税納め忘れは ありませんか？

滞納すると、**みんながあなたが困ります**

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係

☎888 - 1111 (131 ~ 133)

■下記のような措置がとられます



日 本では、突然の病気やけがに備えて、すべての人が国保や職場の健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険に加入することが義務付けられています。

国保税は、国の補助金などとともに国保制度を支える大きな柱です。国保税を納めない人が増えると、医療費の支払いがでなくなり、国保加入者の皆さんが困ってしまうことになります。

■納付には便利な口座振替をご利用ください

▼預金口座のある銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・JA—などからの自動振替のため、納付の手間が省けます

▼一度手続きをすると、中止しない限り翌年度分も自動的に継続されます

▼預金通帳・口座の届出印・国保税の納付書—を金融機関または役場1階収納課窓口に持参し、口座振替依頼書に必要な事項を記入して申

し込みます。詳しくは収納課にお問い合わせください

■保険税 Q & A

Q 今のところ元気で、医療を受ける必要もないのですが、それでも国保税を納めないといけませんか？

A 今は元気だとしても、いつ病気になるかわかりません。万一病気になると、多額の医療費が必要になることもあります。国保は、そのようなときに心配なく診療を

受けられる制度です。国保税を納めることは国保被保険者の義務と考えてください。

Q 経済的に困難で国保税を納められません。

A 納付方法についてご相談に応じます。

■特定健診は受けましたか？

町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

国保税 納めて安心 わが家の健康

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定（平成24年3月改正の薬価基準により計算）

※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

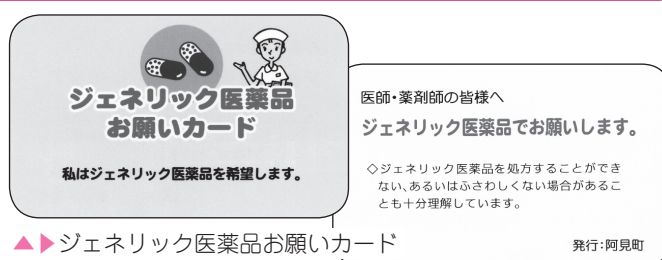
国の対策は？

ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、現在のところ、普及が進んでいません。

そのため、国では『平成30年3月末までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを60%以上にする』という目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進策に取り組んでいます。

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



平成 26 年度

町保育所・私立保育園入所案内

Hoik

平成 26 年 4 月 1 日からの町保育所・私立保育園入所希望者の申し込みを下記のとおり受け付けます。期間内に申し込まれた人について入所選考を行い、必要性の高い順に入所となります。また、現在入所申し込み中で、入所待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

対象

保護者および 65 歳未満の同居の家族のいずれもが次のような常態にあり、児童を保育する人がいない場合に限ります。

- 1 日中、居宅外で労働している
- 2 日中、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
- 3 日中、同居の親族を長期にわたって常時介護している
- 4 日中、震災・風水害・火災などの災害復旧に当たっている
- 5 日中、就学・技術取得をしている
- 6 妊娠中または出産後間もない
- 7 病気・負傷・心身に障害がある

申し込み受付

- 日時：11月29日（金）・30日（土）
両日とも午前9時～午後5時
- ※先着順ではありません
- ※書類不足の場合は受理できません

●場所：役場 3 階 301 会議室

申し込み時の必要書類

- 保育所入所申込書
- 家庭状況調査
- 家庭で保育できないことのかかる書類 ※同居している両親

親・祖父母（65 歳未満）等の書類がそれぞれ必要

- 常勤・パート
- 勤務証明書
- 内職
- 内職証明書
- 農業
- 農業状況申立書（地域の民生委員の証明が必要）
- 自営業
- 自営状況申立書（地域の民生委員の証明が必要）
- 出産
- 申立書
- 母子手帳の写し（分娩予定日がわかるページ）
- 病気・障害
- 申立書
- 診断書または障害者手帳の写し
- 病人等の介護
- 申立書
- 診断書または障害者手帳等の写し
- 就学
- 在学証明書およびカリキュラム

後日提出する必要書類

- 平成 25 年分源泉徴収票の写しまたは確定申告書の控えの写し
- ※平成 25 年 1 月 2 日以降に転入された人は、前住所地の平成 25 年度（平成 24 年分）市町村民税課税証明書も必要です

選考方法

後日、書類審査・面接等を実施します。

保育料

保育料は、保護者（両親）等の前年の所得税額の合計によって決まります。

※平成 26 年度保育料徴収基準による月額保育料は、後日お知らせします

※そのほか必要経費については、各町保育所・私立保育園においてご確認ください

バス送迎の対象

- 中郷保育所：実穀・吉原小学校区の 3 歳以上の児童
- 南平台保育所：君原・舟島小学校区の 3 歳以上の児童

町外の保育所を希望される場合

阿見町以外の市町村保育所（園）に入所を希望される人は、11 月 15 日（金）までに児童福祉課へ申込書の提出をお願いします。

一時保育サービス（随時受付）

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由などで保育できない状況が生じた場合、保育所で一時的に保育します。

●対象：1 歳以上の児童

※町保育所・私立保育園の定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

平成 26 年度入所可能児童数（9 月末現在見込み）

保育所	0 歳	1～2 歳	3～5 歳	所在地	電話番号
中郷	6	24	6	阿見 4002-5	887-3331
南平台	6	14	2	南平台 1-31-6	840-2081
二区	8	15	1	うずら野 1-29-11	841-2301
学校区	—	若干名	若干名	中央 1-3-2	887-2919
あゆみ（私立）	9	18	3	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり（私立）	12	6	18	曙 247-1	879-5155
さくら（私立）	15	5	3	荒川本郷 2033-336	896-3678

※年齢ごとに入所基準審査で入所を決定

町保育所・私立保育園の見学を希望する人は、電話で各保育所・保育園に申し込みください

●問合せ 児童福祉課 ☎888-1111
▼ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/hokenfukushi-bu/jido-fukushika/jidofukushika.htm>

平成 26 年度

放課後児童クラブ入会案内

Jido Club

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

阿見小学校区放課後児童クラブ／定員 70 人

- ▼場所 学校区児童館
 - ▼対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

実穀小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▼場所 実穀小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

吉原小学校区放課後児童クラブ／定員 25 人

- ▼場所 吉原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

君原小学校区放課後児童クラブ／定員 30 人

- ▼場所 君原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

舟島小学校区放課後児童クラブ／定員 120 人

- ▼場所 舟島小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第一小学校区放課後児童クラブ／定員 120 人

- ▼場所 阿見第一小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第二小学校区放課後児童クラブ／定員 35 人

- ▼場所 阿見第二小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

本郷小学校区放課後児童クラブ／定員 50 人

- ▼場所 二区児童館
 - ▼対象 小学校 1 年生～3 年生
- ※夏休み期間中のみ小学校 6 年生まで受け付けます

■ 共通事項

- ▼期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ▼時間 月～金曜日：下校時～午後 6 時 30 分 ※ 休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、第 2 土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 8 時～午後 6 時 30 分
- ▼対象 保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、上記の学年に相当する人
- ▼費用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休会日 土・日曜日（第 2 土曜日を除く）、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、天候等で臨時休校となった日

■ 申し込み

- ▼受付日時 ①新規：11 月 29 日（金）・30 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む）②継続：12 月 2 日（月）～6 日（金）午後 2 時～6 時
- ▼受付場所 ①新規：役場 3 階 302 会議室②継続：各児童館・放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階児童福祉課・各児童館・各児童クラブにあります（11 月から配布）※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 26 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要）
- ▼その他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください▼定員を超えた場合、書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します▼保護者負担金の日割り計算は行いません▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受付できません

『養護学校生等放課後児童クラブ』および『母親クラブ』の入会案内は『広報あみお知らせ版』平成 26 年 1 月号（平成 26 年 1 月 10 日発送）でお知らせします

平成 26 年度

放課後子ども教室 参加者募集

児童館 ☎888-1111 (167)



町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校 8 校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週 1 回・下校時～午後 4 時 45 分まで

- | | | |
|-------|---------------------------------------|-------------------|
| ▼開設場所 | ▼阿見小学校区放課後子ども教室 | ▼実穀小学校区放課後子ども教室 |
| | ▼吉原小学校区放課後子ども教室 | ▼君原小学校区放課後子ども教室 |
| | ▼舟島小学校区放課後子ども教室 | ▼阿見第一小学校区放課後子ども教室 |
| | ▼阿見第二小学校区放課後子ども教室 | |
| | ▼本郷小学校区放課後子ども教室（定員 50 人。活動場所に制限があるため） | |

▼対象 小学校 1 年生～6 年生のすべての児童

■申し込み

平成 26 年度は 6 月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

▼日時 11 月 29 日(金)・30 日(土) 午前 9 時～午後 5 時

▼場所 役場 3 階 302 会議室

▼対象 各小学校の新 1 年生～新 6 年生

▼費用 保護者負担金年額 730 円（保険料として。受付当日に徴収します）

▼申込方法 『入会申込書』および『子ども教室確認事項』に必要事項を記入して申し込む

▼その他 土・日曜日、祝日、各学校振替休業日、長期休み（夏・冬・春休み）、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります

▼問合せ 児童館 ☎888-1111 (167)

■町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。同じ境遇にある人たちが一同に会し、話し合い、励まし合い、親睦を高めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人 1,000 円です。

■『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6 月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年 8 月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8 月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 8 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

11月は児童虐待防止月間です！

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

児童福祉課 ☎888-1111 (167・177)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも？」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな？と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます（匿名でも大丈夫です）。通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎0570-064-000
役場児童福祉課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



虐待防止月間である11月中、役場児童福祉課窓口において、手作りのオレンジリボンを無料で配布しています。ぜひご活用ください。

民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の
マーク

●12月1日で3年に1度の
斉改選になります。今まで
の活動状況報告をします

生活福祉部会

賀輪 壽美子



手助けができるかなど検討してきました。また、町外研修として、牛久市民児協との交流、救護施設の訪問など多くの研修を重ねてきました。幸い私の地域では、皆さまが元気な地域では、皆さまが元気です。近隣の人の協力をしていただき、訪問し、世間話をして帰ってまいります。

しかし、6年前とは違ってきています。今まで、車で活動していた人が自転車になり、自転車でも活動していた人が「あみまるくん」やデイサービスにと少しずつ変化を見せています。多くの人たちは個々の生活を楽しみながら元気に過ごされています。地域の小学生も近頃は減少していますが、近所の人の見守りにより、元気に登下校しています。近隣の人の協力のもと活動しています。一人で悩むことなく、気軽にご相談してください。

障害者福祉部会

清水 良祐



今年、3年に1度の一斉

改選の年にあたり、私も五期15年間活動をしてきました。民生委員児童委員を11月30日まで退任することになりました。最後にあたる一期3年間は障害者福祉部会に籍をおいて活動をしてきました。その一部をご紹介します。

視察研修の一つに「高齢者福祉施設」を訪問した折に、職員のごあいさつに、入所されている人の日々の過ごし方、それに伴うご苦労話がありました。「入所された人が日々楽しく過ごせるように、お茶飲み会、趣味的な集いなどを、いろいろと計画してお誘いしておりますが、なかなか部屋から出てこれません。また、出てこれなくても、大半は、女性はずいぶん顔見知りとなりお友達となります。しかし、男性は、部屋にこもりつきりとなる人が多く、そして、趣味を楽しむ人が少なく、そのために、会話のきっかけをつくるのが難しいとのこと、今まで過ごしてきた町内活動、ご近所との付き合いの悪い面の生活を、集団生活に入られても続いている。」と職員の人々が悩みを話されました。

良い環境の整った施設でも「自助努力」が必要であるとあ

らためて認識させられました。

その他の活動として、「福祉工場の視察研修、町障害者福祉協議会との交流活動、外部より講師を迎えての研修会」があり、これらを活動の糧として取り組んできました。

多くの委員が今回の12月1日の一斉改選で交代します。残られる委員の皆さまにおいては地域福祉の担い手として、なお一層のご尽力をお願いとして退任のごあいさついたします。

高齢者福祉部会

米倉 真知子



当部会では、町社会福祉課や地域包括支援センターの職員を講師に、町の高齢者の現況や支援業務の内容の学習、町内外の高齢者施設の視察など行ってきましたが、一方的に講話を聴くだけでなく、実例を挙げて具体的に話し合いを行ったほうがよいという意見が出され、今年度はグループ討議を行いました。いろいろな実例を検討することは日々の活動にも

役立ち有意義だと思いました。

また、施設の視察研修も、今までのように外観も設備も立派なものだけでなく、所得の低い人や生活保護を受けている人でも入所できるような施設も視察しようということになりました。

このように部会ごとに皆さんを積み、地域で何か問題が起きて相談を受けた時に対処できるように、努力しています。なかなか解決の難しい問題が多いのが現実です。

私の担当地区でも常に住民の高齢化が話題になり、ひとり暮らしの人も増えてきています。今年度、町の「災害時要援護者支援制度」ができましたが、登録が希望制なので、支援の必要な人をすべて網羅できていません。町と協力してこの制度を充実させていくことが急務だと考えます。また、個人情報保護の問題など難しい面もありますが、この情報を住民同士共有し、いざという時に備える必要があると思います。

日ごろから声かけや見守りを通じて、地区の区長さんや各関係機関とも常に連携しておくことが大切だと思っています。

児童婦人福祉部会

結束 充夫



民生委員・児童委員に委嘱されて5年半が過ぎましたが、最初はどうか活動していいか分からず、いろいろと悩みましたが、町社会福祉課、諸先輩のご指導のもと、民生委員として職責を全うすることができました。私のお礼申し上げます。私の任期は11月30日までとあと少しとなりましたが、最後まで全力で町の福祉増進に努力していきたいと思っています。

私の所属する児童婦人福祉部会では、6月10日に荒川本郷にある「さくら保育園」を見学しました。今年の4月に新設保育園として開園したとのこと。入園児童は0歳から5歳までで、6月現在133人(0歳児21人、1歳児32人、2歳児30人、3歳児34人、4歳児11人、5歳児5人)の児童が在園しているとのこと。保育時間も利用しやすいように、午前7時〜午後6時までが通常保育で、午後8時まで延長保育もやっているとのこと。また、特別

保育事業として休日保育、病後児保育、一時保育、障害児保育なども行われております。

施設もすばらしく、床暖房が施されており、年齢に応じたトイレ練習用の場所もあり、また子ども目線で生活できる環境です。教室の中では、先生たちが、たくさんの愛情を注ぎながら保育しております。特に、健康状態には気を使っているとのことでした。

これからの時代を担う子どもたちが、元気に育つことを祈りながら見学を終えました。保育所に入れない待機児童がいるとのことですが、早く解消されることを願っています。

児童生徒対策委員会

高橋 一郎



平成22年12月の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選以来、3年間私たち25人が児童生徒対策委員会の委員として児童生徒の健全育成を目指して、諸活動に取り組んできました。委員相互の連携を密にし、学校・家庭・地域社

会・関係機関と協力し、支援活動に努めてきました。主な取り組みは次のようなことです。委員会において、学校や児童生徒の様子について情報交換を行い、支援の方法や対応策について話し合い、実践してきました。また、学校行事などに参加し、児童生徒の実態把握に努めてきました。

長期休暇(夏休み、冬休みなど)の前には学校担当の委員が学校を訪問し、指導対策を聞いて、休み中の児童生徒の地域での生活の様子を見守り、学校と協力してきました。

児童婦人福祉部会と合同で特別支援学校や保育所など子育てに関わる施設などに訪問し、研修を重ねてきました。

児童生徒を取り巻く問題はいじめ・自殺・虐待・不登校などさまざまありますが、私たち委員は、関係機関と連携しながら活動を進めてきました。今後も続けていきたいと思っています。

12月には民生委員・児童委員が一斉改選になります。民児協では組織の一部を改正し、児童生徒対策委員会を廃止し、児童福祉部会となります。今後も、ご協力ご支援をお願いいたします。

研修会の様子



●このような活動をしています
民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っています。また、相談内容は守秘義務で固く守られます。安心してご相談ください。

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164・165)

介護 保険

日 常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、具体的にどのようなようにすれば良いのでしょうか？ 今回は、利用までの手順についてご説明します。

利用までの手順

⑥	⑤	④	③	②	①
サービスの開始	介護サービス計画作成	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼	認定結果通知	要介護認定 主治医の意見書 認定調査 審査会の判定	申請

① 申請

社会福祉課の窓口で、要支援・要介護認定の申請を行ってください。本人や家族以外でも、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。

65歳以上の人はどなたでも申請することができますが、40～64歳の人は、16種類の特定疾病に該当している必要があります。

申請に必要なもの

▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：社会福祉課の窓口にあります

▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人

▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人

※ 申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認ください

② 要介護認定

● 主治医の意見書：町が申請書に記入してある主治医（かかりつけ医）に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます

● 認定調査：町の担当者が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会います。

お願いしています

※ 調査の主な内容は、▼ ベッドや布団からの起き上がりができますか？ ▼ 薬の内服が1人でできますか？
— など

— など

● 審査会の判定：訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に認定結果通知が届きます。

④ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを受けるためには、事前に介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

※ 居宅介護支援事業所のほか、各サービス事業所の一覧は社会福祉課の窓口にあります

⑤ 介護サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。

地域包括支援センターの職員または居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、本人や家族との面接・課題分析・サビ担当者と会議—などを行いながら作成します。作成した介護サービス計画（ケアプラン）は、本人の同意を得て決定されます。作成についての利用者負担はありません。

⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成した計画に沿って行われます。サービス費用の1割は利用者負担となります。

地域で活躍する

シルバークラブ

～シルバークラブの活動と設立を支援しています～



**シルバークラブを設立
しませんか？**

平成25年4月1日現在で町の65歳以上人口は10838人（総人口47575人）、高齢化率は22.8%となっており、その割合は年々増加しています。

町では、地域における高齢者の健康増進および介護予防、社会参加の促進と地域福祉の向上、生きがいづくりなどを目的として活動するシルバークラブ設立の支援を行っています。

現在、町では66ある行政区のうち、34クラブが町シルバークラブ連合会に加入して活動しています。

単位シルバークラブ活動の特定事業（社会奉仕・健康増進・教養活動）に対しては、町から会員数に応じて補助金（年額3万円～6万円）を受け付けることができます。

シルバークラブの設立方法や各種スポーツ大会、演芸大会の参加方法等で分からないことは、下記までお気軽にご相談ください。担当者が地域までお伺いしてご説明させていただきます。

『第56回まほろば演芸大会』開催

8月25日、本郷ふれあいセンターにおいて、『第56回まほろば演芸大会』が開催されました。

出演者はカラオケ25人、舞踊8組、三味線・郷土芸能等11組、計44組延べ125人で、大観衆の前で日ごろの練習成果を思う存分に発揮しました。約300人の観客から、ひとつひとつの芸が終わるたびにあたたかい拍手喝さいをいただきました。



演目も色々あり、毎回出場者の技術が向上して、開演から終了まで常時満席となり、とても人気の高い行事の一つとなっています。今回も昨年

に引き続いてリハビリ体操も行われ、体をほぐすことができました。

今回の『第57回まほろば演芸大会』は、平成26年2月16日に開催される予定です。楽しみにお待ちください。



『いばらきねりんスポーツ大会』開催

10月17日、ひたちなか市にある笠松運動公園において、『いばらきねりんスポーツ大会』が開催され、町代表として選出された選手の皆さんが出場されました。

『いばらきねりんスポーツ大会』は、高齢者の競技者（60歳以上）から参加を募り、高齢者に適したスポーツを通

じて健康の保持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の推進に寄与することを目的として開催されています。

町代表選手の皆さん、お疲れさまでした。左記において、選手の皆さんのお名前と出場種目を紹介します。

●町代表選手（敬称略）

4種目に3クラブ19人出場
▼クロッケー：西郷区シルバークラブチーム（宗田典雄・宮本光雄・石塚両子・宗田成子・松浦都子）▼ペタンク：筑見シルバークラブチーム（木村照子・増田裕彦・篠田信正・平間光男）▼輪投げ：一区親和会チーム（藤平勇雄・小笠原博・中山修平・坂田さと子）▼グラウンドゴルフ：廣川安弘・宮内勇・飯島和夫・細田サツ子・大室正子・篠田敏子

シルバークラブに関するお問い合わせ

●町シルバークラブ連合会（福祉センターまほろば内）
☎88713969

●社会福祉課高齢福祉係
☎88811111（161）

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「いばらき森林クラブ」

いばらき森林クラブは、茨城県全域を活動領域として、手入れの行き届かない森林の整備活動や資源の活用を行っています。阿見町では、小池城址公園周辺において放置されていた雑木の平地林 4 ヘクタールの整備を、平成 11 年度から開始しました。

主な活動は雑木林の下刈りや間伐ですが、間伐材を使った薪づくり、丸太を用いた原木キノコ栽培、落ち葉かきで堆肥づくりなども行っています。また、北側の谷津斜面の湧き水を利用して沢と池を作りました（写真上）。さらに、町内の竹林整備の竹を活用したドラム缶での炭焼き作業を行い、できた竹炭と副産物の竹酢液はさわやかフェアに出品しています。

平成 19 年度からは、フィールド内の枯損木を活用してチップを遊歩道に敷きつめてきました（写真下）。あわせて道路側にはヤマザクラや耐性マツを植樹しました。チップの道は公園内を散歩する人には歩きやすいと大変好評です。休日には、親子で遊ぶ姿をみることができ、楽しく利用していただけていることに喜びを感じています。

月に一回の活動ですが、と一緒に汗を流してみませんか？ たくさんのご参加をお待ちしています。

問 合 せ 「いばらき森林クラブ」荻原 ☎080-6769-2727

▼ホームページ http://www.geocities.co.jp/ibaraki_forest_club/



活動報告コーナー

●「美浦焼の器」展開催

町民活動センターにおいて開催される「美浦焼を始めよう」の講座に参加しているメンバーの作品展が、9月25日(水)～28日(土)に町立図書館2階ギャラリーで開催されました。

講師の北出さんは、子育てをしながら、陶器を作る楽しさを広げたいという思いで、平成24年度から講座を開設しました。今回は講座を始めて1年あまりでの成果発表の場となり、山草鉢・花器・食器などメンバーそれぞれが思いのある作品を仕上げました。

メンバーの一人は、自宅で使う食器をすべて手製のものにしたと、これからの製作に意気込んでいます。皆さんもオンラインワンの作陶を始めてみませんか。お気軽に見学へお越しください。



▲「美浦焼を始めよう」講座の参加メンバー

活動日時 毎月第一火曜日 午後1時～3時

活動場所 町民活動センター（マイアミショッピングセンター3階）

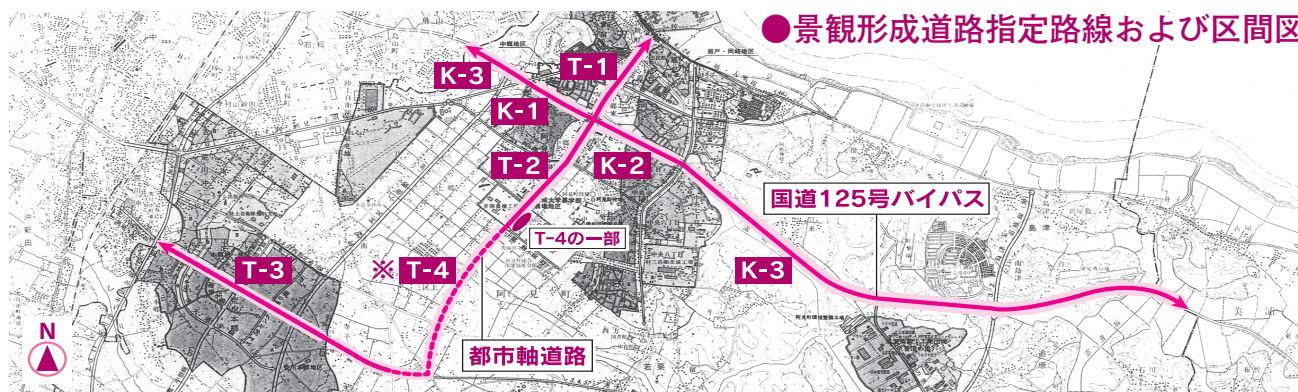
問 合 せ 町民活動センター ☎888-2051

都市軸道路・国道125号バイパスは、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (244)



●景観形成道路指定路線および区間図

景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。次の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（上記路線および区間図参照）。

①都市軸道路（都市計画道路 新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線）およびその沿道

②国道125号バイパス（町内区間）およびその沿道

また、将来の景観形成の方向性等から区間を分け、その区間ごとに沿道の景観づくりを進めています。

指定を受けると…

景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくことになります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建

築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。

景観形成道路にかかる行為の届出は、左図のように行い

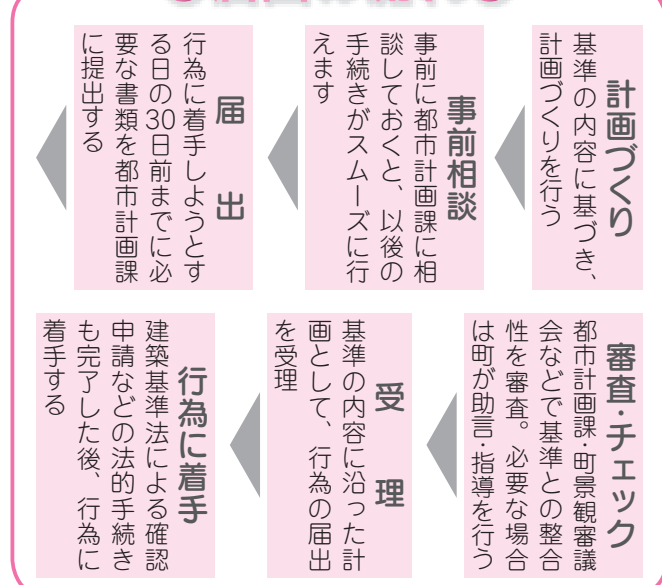
ます（上記図面の破線部分を除く）。

助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

※T-4区間（上図参照）については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます。運用開始に関しては、あらためて周知します

●届出の流れ●



▼景観形成ガイドライン <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/keikankeisei.htm>

人と動物との調和のとれた共生社会を目指して

動物愛護に努めましょう

環境政策課 ☎ 888-1111 (116)

動物の愛護および管理に関する法律が改正されました

動物は私たちの生活を豊かにしてくれる大切な家族の一員です。その一方で、動物取扱業者や飼い主による動物虐待・不適切な取り扱いの問題、臭いや鳴き声で周辺に迷惑をかけている問題が依然多くあります。

このような状況を受けて、9月1日に『動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律(改正動物愛護管理法)』が施行されました。この改正動物愛護管理法を遵守し、人と動物が共生することのできる地域社会の実現を目指しましょう。

●改正動物愛護管理法のポイント

▼終生飼養の徹底

- ▽動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)、動物取扱業者の責務に、販売が困難になった動物の終生飼養を確保することが明記されました

▼動物取扱業者による適正な取り扱いの推進

- ▽これまでの『動物取扱業』は『第一種動物取扱業』という名称に変更されました
- ▽犬および猫を販売する第一種動物取扱業者は、犬猫等健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の作成・管理、毎年1回の所有状況報告が義務付けられました

▼罰則の強化(主な変更点)

- ▽愛護動物をみだりに殺したまたは傷つけた者の罰則が、『一年以下の懲役または百万円以下の罰金』から『二年以下の懲役または二百万円以下の罰金』に改正されました
- ▽愛護動物を遺棄した者への罰則が、『五十万円以下の罰金』から『百万円以下の罰金』に改正されました



犬・猫の不妊去勢手術費用に対する補助金制度があります

町では、飼養する犬および猫の不妊去勢手術費用に対して補助金を交付しています。補助金額は、不妊手術(メス)の場合4,000円、去勢手術(オス)の場合3,000円です。補助金交付の回数は、各年度において、1世帯につき犬1頭または猫1匹までです。詳しくは、環境政策課までお問い合わせください。

子猫の譲渡会を実施しました



▲子猫の譲渡会の様子

8月31日(土)、町内で保護された子猫の譲渡会を町動物愛護協議会の主催で実施しました。当日の来訪者は30人で、保護された子猫12匹のうち6匹が新たな飼い主に引き取られました。残りの6匹についても新たな飼い主を探していきます。

このようにして、町動物愛護協議会では、飼い主が見つからず処分される動物を一匹でも減らし、人と動物が共生することのできる地域環境づくりを推進していきます。

放射線の状況をお知らせします

環境政策課放射能対策室 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。9月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第 51 回 (測定日 9 月 24 日～ 27 日)													
施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)			施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.080	0.074	—	0.080	0.078	—	中郷保育所	0.089	0.083	—	0.088	0.081	—
実穀小学校	0.077	0.079	—	0.111	0.104	—	南平台保育所	0.073	0.075	—	0.100	0.073	—
吉原小学校	0.083	0.080	—	0.116	0.103	—	二区保育所	0.084	0.078	—	0.114	0.094	—
本郷小学校	0.086	0.082	—	0.098	0.084	—	学校区保育所	0.057	0.060	—	0.114	0.088	—
君原小学校	0.072	0.068	—	0.112	0.085	—	あゆみ保育園	0.037	0.044	—	0.102	0.083	—
舟島小学校	0.085	0.082	—	0.090	0.099	—	阿見ひかり保育園	0.087	0.084	—	0.116	0.110	—
阿見第一小学校	0.079	0.074	—	0.111	0.087	—	さくら保育園	0.093	0.090	—	0.060	0.058	—
阿見第二小学校	0.087	0.075	—	0.081	0.083	—	学校区児童館	0.061	0.063	—	0.104	0.096	—
阿見中学校	0.085	—	0.083	0.081	—	0.081	二区児童館	0.086	0.075	—	—	—	—
朝日中学校	0.085	—	0.087	0.088	—	0.082	総合運動公園 (陸上競技場)	—	—	—	—	0.084	0.096
竹来中学校	0.088	—	0.094	0.105	—	0.093	総合運動公園 (野球場)	—	—	—	—	0.082	0.075
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.063	—	0.090	0.079	—	0.077	霞ヶ浦平和 記念公園	—	—	—	—	0.148	0.151
霞ヶ浦聾学校	0.083	0.079	0.083	0.079	0.069	0.067	ゆりの木公園	—	—	—	—	0.108	0.107
ふたば幼稚園	0.068	0.058	—	0.103	0.109	—	岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.130	0.146
阿見みどり幼稚園	0.054	0.057	—	0.116	0.101	—	うずらの公園	—	—	—	—	0.076	0.072
荒川沖幼稚園	0.082	0.090	—	0.109	0.090	—	本郷近隣公園	—	—	—	—	0.167	0.146
阿見幼稚園	0.076	0.089	—	0.123	0.119	—	平均値	0.077	0.075	0.087	0.099	0.096	0.099

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10% 程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です

1 ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農畜産物について

町内産農畜産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。9月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果 (合計 18 検体)

() 内は測定検体数

項 目	検査品目
不検出	クリ (2)、キャベツ、玄米 (4)、ゴマ、ジャガイモ、白ウリ、スタチ、生落花生、ニンジン、ブロッコリー、ホウレンソウ
基準値内のもの	玄米、ヨモギ
基準値を超えたもの	ビワの葉

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

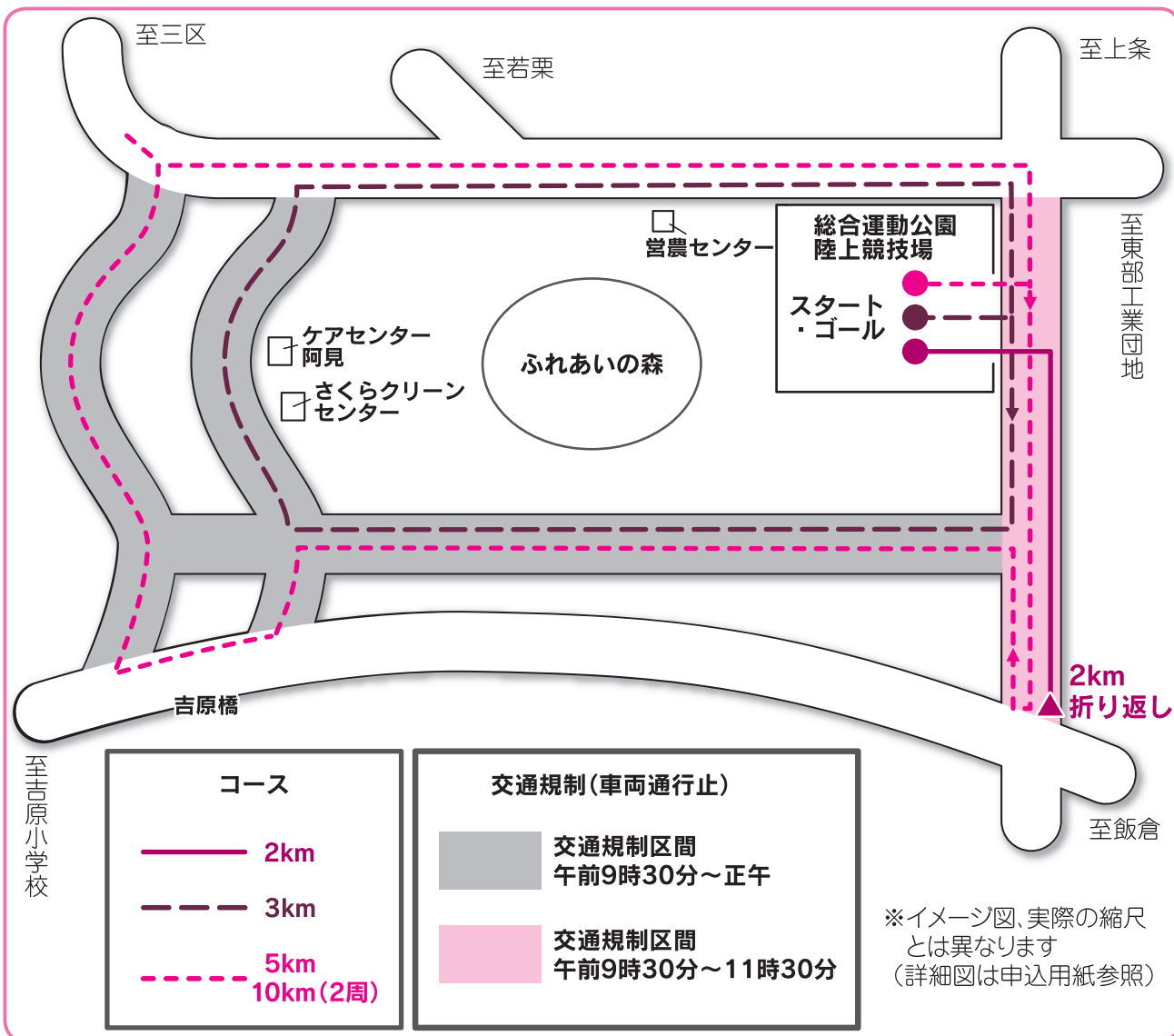
◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話 (☎888-1111 内線 183) でご予約ください。測定は無料です。

いばらきいきいきスポーツday!

- ▼**表彰** 各種目ごとに表彰▼**1位～3位**:メダル・賞状
▼**4位～6位**:賞状(参加人数が少ない場合は記録証)
▼**7位～10位**:記録証(参加人数が少ない場合は表彰なし)▼**特別賞**として最高齢者賞・努力賞(該当なしの場合あり)に賞状
- ▼**申込期間** 11月1日(金)～15日(金)(それ以降の申し込みは受け付けない)
- ▼**申込時間** 午前9時～午後5時
- ▼**申込方法** 生涯学習課(中央公民館内)、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンター、うずら出張所に備え付けの申込用紙で直接申し込む。なお、小中学生の申し込みについては、学校取りまとめのうえ提出してください **※必ず押印すること**
- ▼**駐車場** 駐車場の規制については申込用紙に記載しますのでご確認ください

第36回阿見町マラソン大会コース図および大会に伴う交通規制



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

■平成 25 年度『平和祈念交流展』開催

- ▼期日:11月6日(水)～12月15日(日)
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館 20 世紀ホール
- ▼内容:東京都新宿区にある平和祈念展示資料館が、所蔵する貴重な資料を展示・紹介する館外企画展のひとつとして、先の大戦に関連した資料を扱う他館と連携し、「兵士」「戦後強制抑留」「海外からの引揚げ」の労苦を伝える平和祈念交流展を実施します
- ▼観覧料:無料 ※交流展展示会場以外の常設展示をご覧になる場合には、観覧料金が必要となります

■11月1日(金)から観覧料金が通常料金に戻ります

7月27日(土)～10月27日(日)まで開催していた特別展の終了に伴い、観覧料金が特別料金から通常料金に戻ります。

- ▼観覧料:▼大人 500 円(団体 400 円) ▼小人 300 円(団体 240 円)

■『音楽鑑賞会』開催

秋の夜長に、閉館後の予科練平和記念館でゆったり音楽鑑賞はいかがですか? 詳細はお問い合わせください。

- ▼期日:11月17日(日)
- ▼時間:午後5時から
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼参加料:無料



■よみきかせ『おはなしおさんぽの会』開催

お子さんに聞かせたいえりすぐりの絵本の読み聞かせを行います。絵本を読んだ後は、昔の遊びで、みんなで楽しい時間を過ごしましょう。

- ▼期日:11月23日(土)
- ▼時間:①午前10時30分～11時30分 ②午後2時～3時
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼対象:小学生まで ※未就学児は保護者同伴でお願いします
- ▼参加料:無料
- ▼その他:事前予約不要。特に準備していただくものではありません



◎学芸員のつぶやき

9月に入ってから台風の上陸があり、すると手のひらを返したように朝夕は涼しくなりました。この2・3年は10月に入ってからまさに「残暑」が続いていたわけですが、今年はどうも秋の到来が早いような気がします。気象のこの大きな振幅を「異常」と言ってしまうのは簡単ですが、子どもたちに良い環境を残していきたいという親心からすると、身を切ってもするべきことがあるのではないかと胸が騒ぎます。しかし、酷暑を経験した後の涼しさはなんと心地よいことでしょう。夜もぐっすりとお眠ることができ、明日を生きる力がみなぎります。運動会で躍動する子どもたちの姿をしっかりと心に焼き付けることができます。

- ▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

まちの できごと

アームレスリング選 手権大会で全国優勝

東京都で9月に行われた第31回全日本アームレスリング選手権大会において、町在住の中山裕一さんがライトハンド100kg超級で優勝しました。中山さんは、同大会で3回優勝しています。

9月27日、町長への報告のため来庁し、優勝により出場権を獲得した来年9月にリトアニアで開催される世界大会に向けての抱負を話しました。



9月27日

『学校給食お米の日』 阿見小で開催

10月10日、地産地消を推進する取り組みである『学校給食お米の日』が開催されました。阿見小学校では、茨城大学・県立医療大学の先生や栄養士による授業が行われ、児童たちは講師の話に熱心に聴き入り、実習では、調査用の器具を使用したもみすり体験をすることができました。町の給食では町内産のコシヒカリが提供されています。



10月10日

町内で9人が百歳到達 褒状・記念品贈呈

満百歳を迎えられた人の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝の意を表するため、敬老の日記念事業として、国・県・町および町社会福祉協議会からそれぞれ褒状と記念品が贈られました。

訪問は9月17日・18日・20日の3日間で行われ、天田町長から褒状および記念品が贈呈されました。

表彰を受けた人は、倉持末次郎さん(写真左上)、永塚けさよさん、岡マズ子さん(写真右下)、湯原きよいさん(写真左下)、吉田範さん、高橋よし江さん、高野ナカさん、石倉セイさん、石塚りんさんの9人です。町内で百歳以上の人は20人となります。皆さま、おめでとうございます。



9月17日



9月18日



9月20日

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196
(株)美都住建 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

LIXIL 住生活グループ

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたい、どんなリフォームをしたいのか分からない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

*** 歩くのが好きな方! ポスティング募集中!**
週2~3日、要相談

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

町消防本部・消防団から
11月9日(土)～15日(金)は
秋季火災予防週間です

標語 消すまでは 心の警報
ONのまま

3つの習慣 ①寝たばこは絶
対にやめる ②ストーブは燃え
やすいものから離れた位置で
使用する ③ガスこんろなどの
そばを離れるときは必ず火を
消す

4つの対策 ①逃げ遅れを防
ぐために、住宅用火災警報器
を設置する ②寝具・衣類・カー
テンからの火災を防ぐため
に、防災用品を使用する ③火
災を小さいうちに消すため
に、住宅用火災警報器設置する
④お年寄りや身体の不自由な
人を守るために、隣近所の協
力体制をつくる

サイレンを鳴らします
消防団では、秋季火災予防運
動に伴い、消防車のサイレンを
鳴らしますので、火災と間違わ
ないようお願いいたします。

日時 11月9日(土)午前7時
30分
サイレン 演習信号(15秒鳴

らす・6秒休む・15秒鳴らす)

『火災予防ポスター展』開催
期間 11月7日(木)～13日
(水) ※11日(月)を除く

時間 午前9時～午後7時
場所 中央公民館1階ホール

内容 小中学生の作品展示
消防団員を募集しています
町消防団では、男女の新入団
員を募集しています。

応募条件 ▼町内在住または
在勤・在学の人 ▼18歳以上(学
生可) ▼入団の意思があり、
健康な人

問合せ ▼消防本部 ☎887
10119 ▼火災情報案内 ☎
88712600

森林を伐採するには届
出が必要です

山林所有者などが地域森林計
画の対象となっている民有林を
伐採する場合、伐採開始の90日
前から30日前までに、『伐採お
よび伐採後の造林届出書』を市
町村長に提出することが義務付
けられています。

森林法により、この届出書を

提出しない、または届出書の内
容と異なる行為を行った場合
は、罰せられることとなります。
また、1ヘクタールを越える
開発を行う場合は、別に県知事
の許可を受けなければなりません。
なお、森林の所在場所によ
っては、届出が不要である場合
があります。

詳細は、左記までお問い合わせ
ください。

問合せ 農業振興課農業土木
係 ☎88811111
(183)

あなた一人で悩んでい
ませんか

人にはみな人権があり、それ
ぞれが個人として人権を尊重さ
なければなりません。しかし、
残念ながら女性に対する人権侵
害が依然として発生しており、
大きな社会問題となっています。

水戸地方法務局および県人権
擁護委員連合会は、平成12年度
からさまざまな活動を通じて女
性の人権問題に取り組んでいま
した。その一環として、悩みを
持った女性が気軽に相談できる
専用の電話「女性の人権ホット
ライン」を設置しました。職場
における男女差別やセクハラ、
夫やパートナーからの暴力、ス
トーカー行為などの女性に対す

るあらゆる人権侵害について相
談を受け付けています。秘密は
厳守します。

期間 11月18日(月)～24日(日)
時間 午前8時30分～午後7
時 ※土・日は午前10時～午
後5時

電話番号 0570-00701
810(全国共通ナビダイヤ
ル)

相談員 人権擁護委員・法務
局職員

問合せ 水戸地方法務局人権
擁護課 ☎02912271
9919

県立霞ヶ浦聾学校『学
校公開』

聴覚障害児が学習する場であ
る聾学校を参観していただき、
聴覚障害についてのご理解とさ
らなるご協力を賜りたく、公開
の場を設けました。

期日 11月15日(金)

時間 午前9時～正午

場所 県立霞ヶ浦聾学校

内容 授業公開・学習発表表

参加料 無料

申込期間 11月1日(金)まで

申込方法 電話またはファク
シミリで左記に申し込む

その他 要事前申込

問合せ 県立霞ヶ浦聾学校 ☎
88911555 FAX 8891
2413

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会>

11月16日(土)

10:00AMより本校にて

※中学校を通してか、本校ホームページよりお申し込みください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380

URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～一人一人が主役になれる～

<入試説明会>

11月17日(日)

10:00AMより本校にて

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016

URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

社会資本整備総合交付金事業「事後評価原案の公表」

町では、平成21年度から平成25年度にかけて、『社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）』を活用して「阿見西部地区」「阿見中央地区」のまちづくりに関する事業（道路整備等）を実施しています。『社会資本整備総合交付金』では、事業実施前の計画段階で数値目標を設定し、事業最終年度に目標達成を確認するための事後評価を行い、さらには事後評価書の原案を公表することになっています。

また、事後評価についての皆さまの意見をいただき、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしく願います。

▼公表期間 11月8日（金）～21日（木） ※窓口での閲覧は土日を除く

▼公表方法 道路公園整備課窓口での閲覧および道路公園整備課ホームページに掲載します

▼意見書の提出 11月21日（木）までに、Eメールまたは郵送で左記に提出する

▼問合せ 〒300-0039 2 阿見町中央1-1-1 役場道路公園整備課計画係 ☎888-1111（243）▼Eメール：dorokenseibika-ofc@townamll.jp

健康づくり課から

●小児用肺炎球菌ワクチン変更 11月1日から、定期予防接種において使用するワクチンが変更になります。接種対象・接種回数・接種協力医療機関の変更はありません。

主な変更点

▼ワクチンの種類：ワクチンに含まれる成分に、新たに6種類が追加され、13種類の成分が含まれるものに変更

▼現行：沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン
▼変更後：沈降13価肺炎球菌結合型

追加接種の時期

▼現行：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて（生後12

か月以降が標準的スケジュール）▼変更後：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、なおかつ生後12か月以降に接種する

▼11月1日以前に小児用肺炎球菌ワクチンの接種を開始している人

標準的な接種スケジュールに変更はありませんので、残りの接種回数をスケジュールどおりに実施してください。

「男の料理教室」参加者募集

料理経験が少ない男性でも調理できるレシピに挑戦します。町食生活改善推進員と気軽に料理を楽しんでみませんか？

▼期日 11月30日（土）

▼時間 午前9時30分～午後1時（受付：9時から）

▼場所 中央公民館調理室

▼内容 簡単にできる料理

▼講師 町食生活改善推進員

▼対象 町内在住で30歳以上の男性

▼募集人数 30人（定員で締切）

▼参加料 無料

▼持参品 エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具

▼申込期間 11月5日（火）～18日（月） ※土・日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 健康づくり課 ☎888-2940

「国際交流音楽祭」開催

この秋、世界の音楽を楽しみませんか？ アフリカの子守唄、インドネシア舞踊、そして本格的なトロンボーンやマンドリンの演奏、オペラの歌声をお聴きいただけます。

事前申込は不要です。皆さまのご来場をお待ちしています。

▼期日 11月17日（日）

▼時間 午後1時30分～4時

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演者 ▼オペラグループ「コロレ・ロッソ」▼トロンボーン・カルテット「オーシェーズ」▼「マンドリン・クロスセクション」ほか

▼入場料 無料

▼その他 出演者が一部変更となる場合があります

▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111（292）

※火・金曜日の午前10時～午後4時

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から

「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 11月18日（月）～21日（木）日、26日（火）～28日（木）

日没から約3時間以内（各機2時間基準）

▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211（3420）

〈広告欄〉

地域初「マッサージ」国家資格者による

半日（3時間）マッサージ型機能訓練

午前・午後各10人の少人数制で送迎付。家庭的な雰囲気です。家庭で「ほっと」する空間を提供します。介護保険でご利用できます。



無料体験をご予約下さい！（自己負担約520円～）

☎029-873-2525 ニコニコ 【営業】月～土 8:30～17:30

茨城県牛久市中央3-36-1 デイサービス「ほっと」

お一人でも通院が困難な方へ
医療保険でご自宅に
マッサージに訪問いたします。

無料体験、好評受付中！
ご相談・ご予約専用

☎0120(978)379

訪問療養マッサージ・チャンス
茨城県牛久市神谷1-52-6
TEL:029(874)6525

料金：1回/207円～
（出張料込み）※マル福
（身障手帳所持）適用有

※医師の同意が必要です。



生涯学習課から

第4回町健康ウォーキング

参加者募集

期日 11月24日(日)

時間 午前8時役場出発

行き先 横浜臨海パークから

横浜中華街約8km(神奈川県

横浜市)

募集人数 62人(申込多数の

場合は抽選)

参加料 1300円 ※抽選

日または当日受付で納める

申込期間 11月1日(金)～9

日(土) ※受付時間:月曜日を

除く午前10時30分～午後5時

申込方法 中央公民館窓口ま

たは電話・ファクシミリ(住所

・氏名・年齢・電話番号を明記)

で左記に申し込む ※1人に

つき2人まで申込可

抽選会および説明会 11月10

日(日)午前9時30分から中央

公民館多目的室で開催 ※抽

選会に参加しない場合は、キ

ヤンセルとなります

第66回町成人式典

期日 平成26年1月12日(日)

時間 受付:午前9時15分

から 式典:10時から ※式

典終了後、記念写真撮影

場所 町民体育館

対象 町に住民登録している

平成5年4月2日～平成6年

4月1日生まれの人 ※町外

転出の参加希望者は、左記に

お問い合わせください

問合せ 生涯学習課(中央公

民館内) ☎888-2526

FAX 888-0032

『家族介護支援事業』

参加者募集

期日 11月20日(水)

時間 午後1時30分～3時30分

場所 総合保健福祉会館『さ

わやかセンター』

内容 座談会と講話『食べや

すく、おいしい介護食の工夫』

講師 内山秀希氏(ニチイケ

アセンダー牛久南)

対象 町内在住・在勤の人

参加料 無料

申込期間 11月15日(金)まで

※土・日・祝日を除く

申込方法 電話で左記に申し

込む

問合せ 町地域包括支援セン

ター ☎887-8124

町シルバー人材センタ

ーから

入会説明会開催 当センター

の趣旨に賛同し、健康で働く

意欲のある町内在住の60歳以

上の人が対象(入会承認制)

期日 11月19日(火)

時間 午前10時～正午

場所 町シルバー人材センタ

ー(総合保健福祉会館『さわ

やかセンター』別館)

『マイホームのミニ営繕』引

き受けます マイホームの床

の補修、軽易な大工仕事、ふ

すま・障子・網戸の張り替え、

家の雑役、庭木のせん定、草

刈り、草取りなどを行います

問合せ (公社)町シルバー

人材センター ☎888-

2036

『元氣いばらき就職面

接会(土浦)開催

学生を除く若者や求職中の

人を対象に、合同就職面接会を開

催します。複数の企業の人事担

当者と直接お会いできるチャン

スですので、ぜひご参加くださ

い。参加料は無料です。履歴書

は複数お持ちください。

期日 12月3日(火)

時間 午後1時30分～3時30

分(受付:1時から)

場所 県土浦合同庁舎(土浦

市真鍋)

対象 学生を除く若年者や離

職中の求職者

その他 ▼予約不要▼参加予

定企業等の情報はホームページ

をご確認ください

問合せ いばらき就職支援セ

ンター県南地区センター ☎

029-825-3410

ホームページ [http://www.](http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rousei/n25mensetu/)[pref.ibaraki.jp/bukyoku/](http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rousei/n25mensetu/)

県最低賃金が『時間額

713円』に改正

茨城労働局では、県最低賃金

を時間額713円(昨年度額か

ら14円引上げ)に改正決定しま

した。この最低賃金額は、10月

20日から県内の全産業・全労働

者に適用されます。

賃金額が『県最低賃金』を下

回る雇用契約は、労使双方の合

意であっても、最低賃金法によ

り賃金額については無効とさ

れ、最低賃金額と同額の契約を

したものとなります。

問合せ 茨城労働局労働基準

部賃金室 ☎029-2224-

6216

映画『人生、いろいろ』

上映会の開催

期日 12月8日(日)

時間 ①午後2時から②6時

から

場所 県立医療大学講座室

内容 葉っぱを売って年商

2億円 四国いち小さな町で

起こった『奇跡』の実話

入場料 前売券:1000円

(当日券1500円)

その他 この上映会の収益

は、すべて町社会福祉協議会

に寄付されます

問合せ 映画『人生、いろど

り』町上映実行委員会 宗田

☎080-2912-4523

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)寝たきり
ゼロ作戦を
応援します

ご存知ですか？

健康保険で在宅マッサージが
受けられます！ただいま無料体験
マッサージ受付中！
お気軽にどうぞ

お問合せ、ご相談などお気軽にご連絡ください。

所属：全国保険鍼灸連合会会員 茨城 NPO 全国鍼灸マッサージ協会会員

有限会社

オリエンタル

〒301-0041 茨城県龍ヶ崎市若柴町 2188-9

マッサージ師募集

TEL: 0297-65-0985 FAX: 0297-65-3323 携帯: 090-6548-4321

●龍ヶ崎事業所(オリエンタル治療院)
●稲敷事業所(オリエンタル稲敷)
●取手事業所(オリエンタル)

『まちのニュース・町長日記』10月



『グラウンドゴルフ大会』

10月10日、総合運動公園において町体育協会の主催による町民グラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。

第9回目となる今大会の参加者は139人で、秋空のもと熱のこもったプレーが繰り広げられました。選手の皆さんは気持ちのいい汗をかかれたことと思います。私も始球式でプレーさせていただきました。

グラウンドゴルフは、ルールが簡単で誰でも気軽に始められることから、競技人口も年々増えています。年次計画を立てて、運動公園の芝の整備を進めていきたいと考えております。

シルバー世代が元気になることで、町はもっと元気になると思います。町では、これからもシルバー世代がいきいきと輝くまちづくりを進めてまいります。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:12月5日(木)・1月9日(木)午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

- 総人口 47,707人 (+64) ▽10月1日現在
- 男性 23,666人 (+55) ▽常住人口ベース
- 女性 24,041人 (+9) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,521世帯 (+65) ▽総務課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(5期)
納期限 12月2日(月)

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月25日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 9月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	9人(－7)
出場件数 12件(－10)	中 傷	3人(－3)
	重 傷	0人(±0)
※救急車の適正な利用を	死 亡	0人(±0)
お願いします	合 計	12人(－10)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店